

一次二次救急医療体制あり方検討について（報告）
－救急搬送患者に対する「選定療養費」の取扱いについて－

1. 選定療養費（制度）とは

国は、医療機関の「機能分担」と「相互連携」を推進するため、200床以上の病院において、他の保険医療機関等からの紹介なしに初診で受診した患者の場合、初診料以外に各病院で定めた金額を頂く制度「初診・再診時の選定療養制度」を定めています。

この制度は、「初期診療は地域の医院や診療所等のかかりつけ医で行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」ことを推進するものです。

平成28年4月の健康保険法の改正により、200床以上の地域医療支援病院は、他の保険医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から、選定療養費として診療費の他に7,000円以上の金額を徴収することが義務化され、三基幹病院（済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪市民病院。以下「三病院」という。）においても、外来診療において、既に7,700円（税込）にて運用を行っています。

基幹病院/高度・専門的医療の提供など、地域に必要な医療の中核としての役割を担うとともに、中等症以上の患者を受け入れ
地域医療支援病院や災害拠点病院、地域医療連携など地域医療支援等の拠点としての役割を担う病院

2. 松阪地区における「一次二次救急医療あり方」検討について

松阪地区広域消防組合消防本部において、年々、救急車の出動件数が増加しており、令和4年には15,539件、更に令和5年には16,180件となり、過去最多を更新しました。

このままの状態が続くと限界を迎え、「助かるはずの命が助からない」、「早期治療が出来なくなる事態」も発生することが考えられます。

まずは、かかりつけ医、地域の医院や診療所等を受診し、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診が実現できるよう、令和3年12月15日開催の三病院連絡会にて市長より「一次二次救急医療体制のあり方について協議をお願いしたい」旨の提案を行いました。

三病院連絡会のワーキンググループとして「一次二次救急医療体制あり方検討会議」を発足し、令和4年から令和5年にかけて、調査・協議等を行いました。

救急車の適正利用及び適正受診については、定期的な広報や啓発等を実施してきましたが、広報や啓発等のみでは効果が得にくいことから、先進的に「救急車で搬送された、軽症な患者から選定療養費を徴収している病院」の調査を実施しました。

また、二次救急医療は、主に中等症の傷病者、入院治療を要する中等症患者に医療を提供する場であることから、「救急搬送され、基本入院に至らなかった患者（軽症者）」から選定療養費を徴収することについて、協議を行いました。

その他、2年間に亘り松阪地区の一次二次救急医療体制を守るため、関係機関とともに検討を行いました。

■三病院に救急搬送等された患者調査

松阪地区における二次救急医療は、三病院が夜間、休日においては輪番制で担っています。(松阪地区広域消防組合消防本部の救急搬送件数の約96%)

令和4年4月～6月の3か月間において、三病院に救急搬送等された患者の実態調査を行いました。

(1) 平日昼間に救急車で来院

入院なし	516人(49.4%)
入院あり	528人(50.6%)

(2) 二次救急輪番日に救急車で来院

入院なし	1,387人(62.9%)
入院あり	819人(37.1%)

(3) 二次救急輪番日にウオークインで来院(「紹介状あり」の方を含む)

入院なし	302人(71.2%)
入院あり	122人(28.8%)

■検討経過

令和3年12月15日	三病院連絡会
令和4年3月	三病院、松阪地区医師会から委員選出
同月	先進事例の調査
令和4年4月～6月	三病院「救急患者の状況」調査
10月24日	三病院事務部長協議
11月14日	一次二次救急医療体制あり方検討会議
12月21日	三病院連絡会【中間報告・協議】
令和5年4月～6月	市休日・夜間応急診療所等「一次救急患者の状況」調査
8月23日	多気郡3町担当課長協議
9月1日	松阪地区医師会理事協議
9月～10月	三病院院長、事務部長から意見伺い
11月6日	一次二次救急医療体制あり方検討会議
11月7日	「救急車の選定療養費徴収病院」の調査
12月6日	三病院事務部長協議
12月	三病院院長、事務部長から意見伺い
12月18日	三病院連絡会【報告・協議】

■関係機関

医師会：松阪地区医師会

三病院：済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪市民病院

消防：松阪地区広域消防組合消防本部

自治体：松阪市、多気町、明和町、大台町

一次救急医療/主に軽症の傷病者に提供する医療
二次救急医療/主に中等症の傷病者、入院治療を要する中等症患者に提供する医療
三次救急医療/主に生命の危機に関わるような重篤な救急患者に提供する医療
三病院連絡会/松阪地区の二次救急医療に携わる三病院(済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪市民病院)の院長、副院長等、松阪地区医師会、松阪保健所、松阪地区広域消防組合消防本部、自治体等が一堂に会し、一次二次救急の実績や現状を確認しつつ、今後の対応等について、協議を行うとともに次年度の二次救急輪番体制を決定するため定期的に開催している会議。

3. 今後の方向性

まずは、かかりつけ医、又は地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた受診の実現と、救急車の適正利用の取り組みの一つとして、二次救急医療を担う三病院にて、「救急搬送され、基本入院に至らなかった患者（軽症者）」から選定療養費を徴収する（対象外を除く）ことを関係機関合意の上で決定しました。

開始時期	令和6年6月1日(土) 午前8時30分以降
実施病院 (三病院)	済生会松阪総合病院 松阪中央総合病院 松阪市民病院
対 応	「救急搬送され、基本入院に至らなかった患者（軽症者）」から選定療養費を徴収する。 ※徴収対象外とする場合 ・入院に至った方 ・紹介状持参の方 ・公費負担医療制度の対象の方 ・災害により被害を受けた方 ・労働災害、公務災害、交通事故 ・医師の判断による
料 金	7,700円(税込)/件(人)
周知啓発	ポスター・チラシの掲出・配布、広報まつさか、自治会回覧、ホームページ、行政チャンネル、松阪ナビ 等